

週2回収集するもの

燃えるごみ



- 指定収集袋に、集積所番号と氏名を書いて、口をしっかりと結んで出す。
- 残灰は、完全に水で消火してから出してください。ペット用の砂または消火後の燃えがらの灰(残灰)は、それだけを収集袋に入れて出すと、焼却に支障をきたすので、他の燃えるごみと混ぜて出す。
- 1回に出せる量は、収集袋で2袋程度まで。
- 植木の枝は、長さ60cm以内、太さ10cm以内で、指定収集袋に入れて出す。袋が破れる場合は、新聞紙等で包んでから袋に入れる。
- 米袋やレジ袋は、中身が見えず、分別されているのか分からないので、使用しない。

粗大ゴミは集積所に出せません

粗大ごみ(自己搬入または戸別収集)

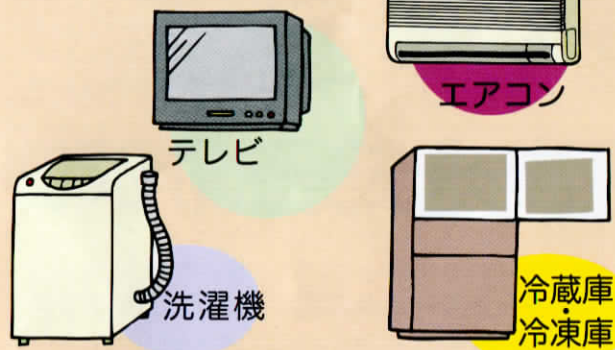
コンテナや指定袋に入らない大きなもの



- 粗大ごみは、できるだけ自己搬入願います。(有料)
- 自己搬入できない方は戸別収集の申し込みをしてください。(有料)
- 自己搬入先・戸別収集申込については9ページをご覧ください。
- 詳しくは、別冊保存版「ごみ・資源物の分別区分一覧(五十音別)」もご覧ください。

集積所に出せないもの

● 家電4品目



家電リサイクル法により、排出者は必ずリサイクル料金と運搬料金を負担しなければなりません。家電リサイクル法の対象製品は、次の通りの処理をお願いします。

- ①過去に購入した、もしくは買い替える際の販売店へ依頼する。
- ②郵便局でリサイクル券を購入し、指定取引場所に直接持ち込む。
- ③郵便局でリサイクル券を購入し、清掃センターに持ち込む。

処理方法により、リサイクル料金、振込み手数料、収集・運搬料金等がかかります。リサイクル料金は製造メーカーや大きさによって金額が異なります。

岩沼市内の指定取引所
 (株) 合通仙台支店 岩沼市空港南5-3-2 ☎ 0223-23-5205

● 引越や植木の剪定による多量ごみ

(植木の枝は長さ60cm以内、太さ10cm以内)

● 車に関するもの

(タイヤ、チェーン、ホイール、ワイパーなど)

● 営業ごみ (事業活動によって生じるごみ)

- 各処理施設へ自己搬入願います。
- 収集は岩沼市の許可業者(右記参照)に依頼してください。(有料)

消火器はお近くのリサイクルシステム取扱い窓口にお問い合わせください。

(株) 消火器リサイクル推進センター ☎ 03-5829-6773

岩沼市の許可業者

| | | |
|-----------------------|----------------------|-------------------------------|
| (有)岩沼環境保全 ☎22-2750 | (株)共和環境保全 ☎22-1781 | (有)アースクリーン・ネットワーク ☎25-6577 |
| (有)ユアクリーン沼田 ☎23-3191 | (有)クリーンサービス ☎22-1595 | (株)高良(※紙資源) ☎22-1500 |
| (有)佐々善 ☎22-5576 | (協)名亙清掃事業公社 ☎22-6030 | (株)明広社(ダスキン加盟店) ☎0120-450-354 |
| (株)ミヤギグリーン ☎24-6388 | (株)中目建設 ☎24-2177 | (株)トニー(ベンリー柴田店) ☎0120-977-628 |
| (有)サン・クリーン仙台 ☎25-4737 | 岩沼再生資源事業協 ☎22-3474 | |

※他の許可業者は市ホームページをご確認ください。

清掃センター等で処理出来ないもの

- LPガス用ボンベ ● バッテリー ● 消火器
- 農業用ビニール・肥料袋 ● 農機具 ● 50ccを超えるバイク
- 劇物 ● 毒物 ● 農薬 ● 火薬(未使用の花火も含む)
- 自然石・土砂 ● 瓦・壁土・コンクリート・建築廃材

販売店または専門業者(農業用ビニール等は農協)へ相談してください。